平成２７年（フ）第１０６８号
千葉県船橋市芝山１丁目19番４号
破産者　中山勝太郎
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６５号
大阪府岸和田市額原町1048番地
破産者　谷和建設株式会社
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
千葉市中央区汐見丘町24番14号　コーポクリオ103号
破産者　小林　雪江
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８号
千葉県八街市八街ほ43番地１　八街氷川県営住宅１棟607号
破産者　齋藤　達也
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４４号
千葉県四街道市めいわ５丁目14番８号
破産者　株式会社金澤工務店
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第５７号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井２丁目２番168
破産者　有限会社ルッリョ・セッテ
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第５８号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井２丁目２番168
破産者　前田　盈子
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３５１号
名古屋市中区橘１丁目６番８号
破産者　株式会社ドム
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８５０号
大阪市西区江戸堀１丁目23番19号
破産者　株式会社ユージック
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２６号
兵庫県姫路市安田４丁目35番地カトウビル５階西側
破産者　株式会社ＷＩＳＴ
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第６５３号
熊本県八代市田中西町壱号１番地の１
破産者　株式会社パルジュ
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１２３号
横浜市港北区新吉田東３丁目39番16号
破産者　有限会社トーシン電子
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７号
金沢市竪町84番地
破産者　有限会社ワイルドモンキー
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０５号
石川県白山市青葉台１丁目２番地、従前の本店所在地石川県能美市道林町丑38番地５
破産者　株式会社釣谷製作所
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２０号
静岡県浜松市東区中田町593番地
破産者　有限会社コスモ・ファンシー
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
静岡県袋井市葵町２丁目７番地の５
破産者　Ｃ．Ｃ．Ｓ株式会社
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
静岡県浜松市中区高丘東４丁目38番22号
破産者　有限会社ツゥインズ
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
三重県鳥羽市鳥羽５丁目10番７号
破産者　Ｈａｉｒ＆Ｍａｋｅ　ＮＥＸＴこと　小掠　訓彦
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
三重県伊勢市村松町161番地
破産者　田端　珠理
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
岡山市北区富原724、住民票上の住所岡山市南区東畦82番地18
破産者　金髙　志摩
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０５号
東京都大田区東矢口３－５－５レピュア蒲田1001、開始決定時の住所岡山市北区粟井2209番地
破産者　渡辺　　淳
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部